

千葉県報

定例
令和6年8月6日

第13962号

令和6年8月6日（火曜日）

千葉県報

主要目次

- | | |
|---|---|
| 告示 | 一 |
| 令和五年度千葉県財政収支調査の実施 | 一 |
| 県営土地改良事業計画の決定 | 一 |
| 解除予定保安林 | 二 |
| 選挙管理委員会告示 | 二 |
| 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数 | 二 |
| 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示 | 三 |
| 公告 | 三 |
| 環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧 | 三 |
| 特定調達公告 | 三 |
| 入札公告 | 四 |

告示

示

- 千葉県告示第四百十号**
令和五年度千葉県財政収支調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。
令和六年八月六日
- 千葉県知事 熊谷 俊 人
- 調査の名称
令和五年度千葉県財政収支調査
 - 調査の目的
千葉県内に事業所を有する政府関係機関等の財務状況を把握し、「令和五年度千葉県県民経済計算」及び「令和七年千葉県産業連関表」の作成に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
 - 調査事項
 - 事業体について
 - 歳入又は収益について
 - 歳出又は費用について
 - 寄附金等について

- 有形固定資産について
- 棚卸資産について
- 施設整備に係る補助金、負担金等について
- ファイナンス・リース取引について

四 調査の範囲

国民経済計算の作成基準（平成二十一年内閣府告示第十四号）において、公的非金融企業、公的金融機関又は一般政府（地方政府を除く。）に分類される千葉県内の事業所

五 調査の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

六 調査の方法

四の事業所（当該事業所を統括する事業所が県外にある場合にあつては、当該県外の事業所）は、知事から配布された調査票を郵送する方法又は千葉県ホームページからダウンロードした調査票を電子メールで送信する方法により報告するものとする。

七 結果の公表

知事は、この調査の結果を基礎資料として作成した「令和五年度千葉県県民経済計算」及び「令和七年千葉県産業連関表」を千葉県ホームページにより公表するものとする。

千葉県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、南房総市の一部を受益地域とする県営丹生堰地区土地改良事業（ため池）計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 縦覧に供する書類の名称

県営丹生堰地区土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年八月七日から九月四日まで
三 縦覧場所
南房総市役所

千葉県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

令和六年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 解除予定保安林の所在場所

館山市船形字丸山一、三六〇番二、八幡字小松原八二〇番（次の図に示す部分に限る。）、香字長通八四番一、八四番三から八四番一八まで、見物字刀切七八六番一から七八六番三まで、波左間字名郷浦六番三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び館山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和六年八月六日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数 一〇五、二二〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五七、六二五人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区	一六、四三〇人
千葉市中央区選挙区	五九、八五二人
千葉市花見川区選挙区	四九、六九三人
千葉市稲毛区選挙区	四三、九三四人
千葉市若葉区選挙区	四一、三一五人
千葉市緑区選挙区	三五、六六〇人
千葉市美浜区選挙区	四一、二一四人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一九、四九七人
館山市選挙区	一一、八二七人
木更津市選挙区	三七、七七四人
野田市選挙区	四二、九四七人
茂原市選挙区	二四、八九七人
成田市選挙区	三五、一四二人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、八〇三人
東金市選挙区	一五、九九五人
旭市選挙区	一七、五三四人
習志野市選挙区	四八、二〇二人
柏市選挙区	一一九、七九四人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一九、五〇五人
市原市選挙区	七五、七五一人
流山市選挙区	五六、〇六二人
八千代市選挙区	五六、二四七人
我孫子市選挙区	三七、三〇五人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二一、一八六人
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、九九六人
君津市選挙区	二三、一一九人
富津市選挙区	一一、〇三七人

浦安市選挙区	四七、四四〇人
四街道市選挙区	二六、一二一人
袖ヶ浦市選挙区	一八、一二三人
八街市選挙区	一八、八一二人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、九三〇人
白井市選挙区	一七、一四四人
富里市選挙区	一三、四二八人
匝瑳市選挙区	九、六八九人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二五、九一九人
山武市・山武郡選挙区	二六、三二二人
大網白里市選挙区	一三、七七六人
四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	
市川市選挙区	一三四、八九九人
船橋市選挙区	一五五、九八五人
松戸市選挙区	一三五、七四五人

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和六年八月六日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二SOMPokeア株式会社SOMPokeアラヴィーレ習志野台の項の次に次のように加える。

SOMPokeア株式会社SOMPokeアラヴィーレ津田沼	船橋市中野木二丁目三番三二号
------------------------------	----------------

別表第二SOMPokeア株式会社SOMPokeアラヴィーレ松戸の項の次に次のように加える。

SOMPokeア株式会社そんぼの家S五香南	松戸市五香南二丁目一四番地一
-----------------------	----------------

別表第二特別養護老人ホームあおいの里・柏の項の次に次のように加える。

SOMPokeア株式会社そんぼの家S柏青葉台	柏市青葉台二丁目一六番一五号
------------------------	----------------

SOMPokeア株式会社そんぼの家S柏高柳	柏市高柳一、四七八番地一
SOMPokeア株式会社そんぼの家S豊四季	柏市豊四季二八三番地一
別表第二医療法人芙蓉会ケアレジデンスグラン市原の項の次に次のように加える。	
社会福祉法人市原うぐいす会特別養護老人ホームやまき（従来型）	市原市山木三〇七番地一
社会福祉法人市原うぐいす会特別養護老人ホームやまき（ユニット型）	市原市山木三〇七番地一
社会福祉法人市原うぐいす会地域密着型特別養護老人ホームおおまや	市原市山木三〇七番地一
別表第二社会福祉法人八千代美香会特別養護老人ホーム緑が丘美香苑（ユニット型）の項の次に次のように加える。	
SOMPokeア株式会社SOMPokeアラヴィーレ八千代	八千代市萱田町五一六番一号

別表第二社会福祉法人下総会特別養護老人ホーム横芝光（ユニット型）の項の次に次のように加える。

社会福祉法人知心会特別養護老人ホーム大多喜城見苑（従来型）	夷隅郡大多喜町猿稻三二〇番地一
社会福祉法人知心会特別養護老人ホーム大多喜城見苑（ユニット型）	夷隅郡大多喜町猿稻三二〇番地一

別表第二大多喜町特別養護老人ホームの項を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

公 告

縦覧

環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及びアウインド合同会社から風力発電所の設置の工事の事業（（仮称）千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。

その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに銚子市企画課及び旭市環境課において令和六年八月六日から二十日まで縦覧に供する。

令和六年八月六日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告の採択や不採択の通知並びに本公告の補てき等に関する事項は、電子調達システムの運用の要項に記載されています。

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

令和6年8月6日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 50mライフル射撃用電子標的(総合スポーツセンター射撃場) 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和7年3月26日

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班

電話043(223)2211

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和6年8月6日から9月3日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年9月17日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年9月17日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和6年9月18日午前10時 千葉県庁中庁舎6階総務部管財課入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和6年9月3日午後5時

(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和6年9月3日午後5時

(イ) 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反

した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electronic target for 50m rifle shooting (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 17 September, 2024

(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2211

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八